

家畜飼料購入に活用可能な制度資金一覧

事業主体	資金名	資金の趣旨	貸付条件等				特記事項 (要件、借入手続期間の目安等)
			貸付対象者	貸付限度額	償還期限 (うち据置期間)	貸付利率	
中央畜産会	家畜飼料特別支援資金	配合飼料価格の上昇に対応して、畜産経営に対する飼料購入に要する資金の融通により、畜産の安定的発展に資するもの	畜産経営を行う個人及び法人	牛 肥育牛：100千円/頭 乳用牛：50千円/頭 繁殖雌牛：12千円/頭 豚 9千円/頭 鶏 45千円/100羽 うずら 11千円/100羽	10年以内 (うち3年以内)	～8年：1.00% 9年：1.05% 10年：1.15%	・融資機関：農協、農協連、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用組合 ・利子補給率：農業近代化資金の基準金利と貸付利率との差 ・利子補給率については、各都道府県畜産担当所掌課に確認してください ※申込から借入までの期間…約1ヶ月程度
国県等	(スーパーS資金) 農業経営改善促進資金	認定農業者が農業経営改善計画に則して経営展開を図るのに必要な短期運転資金に民間資金を活用し随時借入、随時返済する極度額方式で融通	認定農業者	個人：500万円 法人：2,000万円	1年以内	1.70%	・融資機関：農協、農協連、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用組合 ※申込から改善計画の認定・借入までの期間…約1ヶ月半程度
	農業近代化資金	農業者等が経営の展開を図るために必要な資金を融資するもの	認定農業者 主業農業者等	個人：1,800万円 法人：2億円	15年以内 (うち3年以内) 認定農業者の場合は、 15年以内 (うち7年以内)	1.70% ※認定農業者は1.00～ 1.55%(平成19年度から3年 間は無利子)	・融資機関：農協、農協連、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用組合 (実質無利子限度額) 個人：1,800万円、法人：3,600万円(それぞれ500万円超の資金が対象) ※申込から改善計画の認定・借入までの期間…約1ヶ月半程度
日本政策金融公庫	(スーパーL資金) 農業経営基盤強化資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業者の自主性と創意工夫を生かした経営改善を資金面で総合的に支援するもの	認定農業者 なお、個人の場合、簿記記帳を行っていること又は、今後簿記記帳を行うことが条件	個人：1億5,000万円(特認3億円) 法人：5億円(特認10億円)	25年以内 (うち10年以内)	(実質金利) 1.30～2.00% (平成19年度から3年間は無利子)※	※返済が完了するまで、農山漁村振興基金の利子助成が継続、地域によっては実質無利子となる。 (実質無利子限度額) 個人：1億円、法人：3億円(それぞれ500万円超の資金が対象) ※申込から改善計画の認定・借入までの期間…約1ヶ月半程度
	クイック融資 (スーパーL資金において無担保・無保証制度を拡充)	提出された決算書等をもとに、公庫の企業経営診断手法を活用し、1週間以内に無担保・無保証融資の可否を回答	企業経営診断手法(スコアリング手法)による判定が、一定以上の水準となった者	1回あたりの融資額は500万円以下	25年以内 (うち10年以内)	(実質金利) 1.30～2.00% (無利子措置の対象にはならない)	○経営診断にあたっては、過去3期分の貸借対照表、損益計算書を提出する。 ※1週間以内に無担保・無保証融資の可否を回答 →畜産協会のコンサル受診者はさらに短縮
	円滑化融資 (スーパーL資金において無担保・無保証制度を拡充)	経営が良好なものに無担保・無保証で融資するもの 限度額の範囲内で追加融資が可能	農業経営改善計画の目標水準に達していること 過去5年間に制度資金の延滞がないこと など	個人：2,000万円 法人： (売上5,000万円未満)4,000万円 (≧5,000万円以上1億円未満)6,000万円 (≧1億円以上)1億円 ただし、資本金に準備金、剰余金等をプラスした貸借対照表上の資本額を上限 ・融資対象物件の担保提供が可能な場合は、担保とすることがある。	25年以内 (うち10年以内)	(実質金利) 1.30～2.00% (500万円を超える場合は、 無利子措置の対象になる)	対象となる要件(詳しくは農林公庫支店に確認して下さい) 個人：①過去3期(除災害等の特殊年)の通算農業所得が黒字であること、②担い手育成総合支援協議会の経営診断等を受診すること 法人：①過去3期(除災害等の特殊年)の通算当期利益が黒字であり、かつ、それを内部留保することにより資本蓄積を図ってきていること、②今後5年間の資本増強計画を作成していること、③(社)日本農業法人協会経由の経営診断を受診すること ○経営診断にあたっては、過去3期分の税務申告書(写し)及び決算報告書を提出する。 ※申込から改善計画の認定・借入までの期間…約1ヶ月半程度
	経営体育強化資金	担い手農業者(認定農業者以外)の経営改善を支援するもの	主業農業者等	個人：1億5,000万円 法人：5億円	25年以内 (うち3～10年以内)	1.70%	※申込から借入までの期間…約1ヶ月半程度
	農林漁業セーフティネット資金	農林漁業者が不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等によって売上が減少し、資金繰りに支障を来している場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資するもの	認定農林漁業者 主業農林漁業者等	一般：300万円 特認：年間経営費等の12分の3以内 (簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合)	10年以内 (うち3年以内)	1.00～1.15%	以下のいずれかの要件に該当する場合は、本資金の利用が可能(詳しくは政策公庫支店に確認して下さい) ①最近の決算期の粗収益が前期に比し10%以上減少していること、 ②最近3月の粗収益が前年同期を下回り、かつ、今後も粗収益の減少が見込まれること、③最近の決算期における所得率又は純利益額が前期に比し悪化していること ※申込から借入までの期間…約1ヶ月弱

(注) 1. 貸付利率は平成21年8月19日現在。2. 各資金内容の詳細、手続等については、各融資機関に照会して下さい。